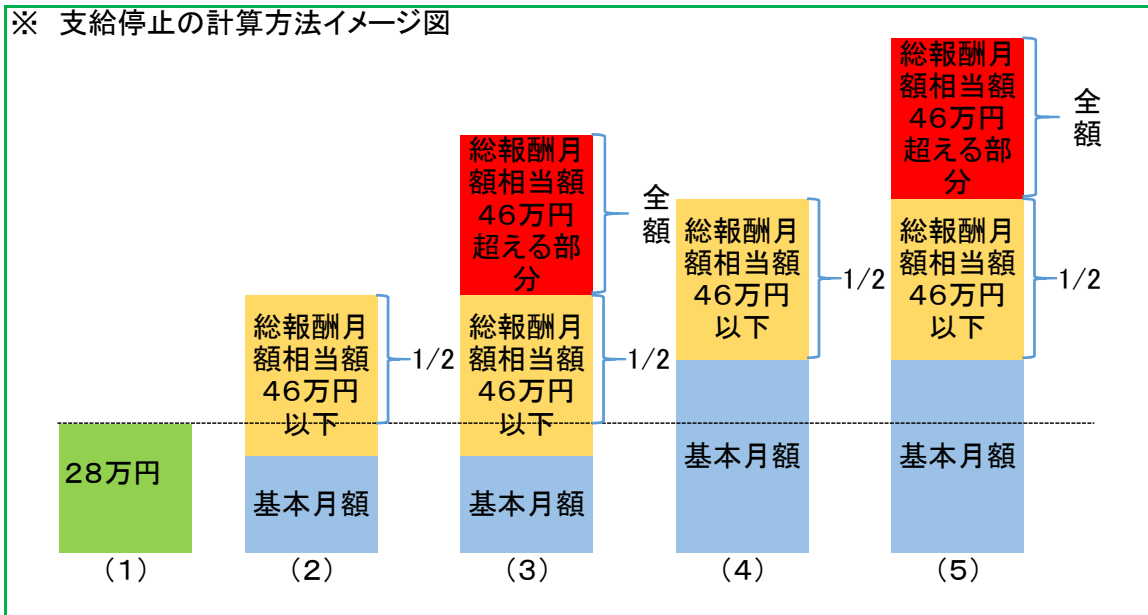


# 在職老齢年金 支給停止制度(65歳未満)

※ 支給停止の計算方法イメージ図



〈用語解説〉

※基本月額・・・年金額(加給年金や経過加算を除く)の1/12(月額)をいう

※総報酬月額相当額・・・毎月の給与(標準報酬月額)+  
その月以前の1年間賞与の1/12(月額)の合算額をいう

(1) 基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円以下の場合  
支給停止はありません

(2) 例) 基本月額20万円、総報酬月額相当額が26万円の場合  
計算式・・・(20万円+26万円-28万円) $\times$ 1/2=9万円  
月額9万円が支給停止となる

(3) 例) 基本月額25万円、総報酬月額相当額48万円の場合  
計算式・・・(25万円+46万円-28万円) $\times$ 1/2=21.5万円  
48万円-46万円=2万円  
21.5万円+2万円=23.5万円  
月額23.5万円が支給停止となる

(4) 例) 基本月額30万円、総報酬月額相当額20万円の場合  
計算式・・・20万円 $\times$ 1/2=10万円  
月額10万円が支給停止となる

(5) 例) 基本月額30万円、総報酬月額相当額50万円の場合  
計算式・・・46万円 $\times$ 1/2=23万円  
50万円-46万円=4万円  
23万円+4万円=27万円  
月額27万円が支給停止となる

※ 注意事項

雇用保険の高年齢雇用継続給付金・高年齢再就職給付金を受けている時は、  
上記の停止額に加えて、最大標準報酬月額の6%に当たる金額が停止となります。

# 在職老齢年金 支給停止制度(65歳以上70歳未満)

1・基本月額と総報酬月額相当額の合計が46万円以下の場合  
支給停止はありません

2・例) 基本月額20万円、総報酬月額相当額が30万円の場合  
計算式・・・(20万円+30万円-46万円) $\times$ 1/2=2万円  
月額2万円が支給停止となる